第五条第一号レ中「規定する」を「掲げる」に改め、同号ム中「人その他の生物に由来するものを原材料とする」を削り、同号ヰ中「電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）」を「自動車」に改め、同号中オをクとし、ノの次に次のように加える。

オ　鉄鋼及び鉄鋼製品の開発及び製造に関する事業

第五条に次の一号を加える。

五　前各号に掲げる場合のほか、法第十一条第三号に掲げる業務のうち、大規模な災害、感染症のまん延、外国の政府が講ずる予見し難い措置その他の事由により国際金融秩序の混乱その他の経済社会情勢の重大な変化が突発的に生じたことに伴いその国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進に著しい支障が生じている産業に属する事業として財務大臣が定める事業に係るものを行う場合

附則第七条を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百四十号

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和九年四月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣　加藤　勝信
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

政令第三百四十一号

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行に伴い、並びに同法附則第十五条第七項及び第二十三条、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十九条の二第一項、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第三十一条第一項並びに第百四条第一項、第三項及び第四項並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条―第十二条）
第二章　経過措置（第十三条・第十四条）
附則

第一章　関係政令の整備

（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中第二十五号を第二十六号とし、第十二号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　法第二十二条の六に規定する権限

（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令の一部改正）

第二条　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行令

第一条中「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（」を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。」に改める。

第二条の見出し中「監理団体」を「監理支援機関」に改め、同条中「第三十一条第一項」を「第三十一条第一項本文」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「三年とし、同項ただし書の政令で定める期間は五年」に改め、同条各号を削る。

第四条中「技能実習生」を「育成就労外国人」に、「第二条第一項」を「第二条第四号」に改める。

第五条第一項中「を、団体監理型技能実習関係者」を「（法第三十五条第一項の規定による権限に限る。）を、監理型育成就労関係者」に、「団体監理型技能実習関係者を」を「監理型育成就労関係者を」に、「団体監理型技能実習（法第二条第四項」を「監理型育成就労（法第二条第三号」に、「団体監理型技能実習を」を「監理型育成就労を」に、「団体監理型技能実習関係者の事務所等」を「監理型育成就労関係者の事務所等」に改め、同条第二項中「団体監理型技能実習関係者の事務所等」を「監理型育成就労関係者の事務所等」に改める。

第六条第四号中「第三十七条第三項」を「第三十七条第二項」に改める。